

産学官連携の注意点；知的財産の取扱いとリスクマネジメント

梅田 雅宏

研究部長

産学官連携では大学の「知」が連携の中で価値を生むことが期待されている。特に産学連携では、企業が大学の所持する知的財産を商品化することで大学・企業ともに利益を生み、その利益が大学の研究開発を進める一方で大学経営に寄与することが期待されている。欧米ではそうした企業のファンド（基金）が大学の研究を促しており、大学の研究分野の拡大とイノベーションが密接に関連していることが報告されている。一方、知財は企業にとって有価秘密であり、不正防止法で保護されている。

本学では、平成30年9月1日に本学でも知財取得を促進・保護することを目的に、知的財産ポリシーと発明等取り扱い規則を制定し、知財を審査する機関として知的財産審査部会を設置し、知的財産審査部会規程を制定した。知的財産ポリシーの冒頭では本学における知財に関する考え方を以下のように述べている。「知的財産の創造とその保護及び活用を図ることは、本学の研究成果を社会に還元する有効な手段である。本学における教育及び研究活動を通じて得られる知的財産について、組織として保護及び活用するために、その取扱いに関する基本的な考え方を知的財産ポリシーとして定め、研究成果の活用による社会貢献を促進するとともに学術研究の進展に資する。」このポリシーを受けて制定された発明等取扱規則では、知的財産を発明（特許権）、考案（実用新案権）、意匠（意匠権）、植物新品種（育成者権）などとし、本学の教職員を対象に、当該特許で得た収益の50%を、当該知的財産を創出した教職員に還元することが述べられている。これらの知的財産の他に、他大学では大学認定の商品に、大学が認定していることを示すシールなどを加えて販売するいわゆるシールビジネスも行われている。是非、本学の教職員には知的財産の創出者となっていただきたい。また、そうした知財を企業との連携の中で商品化することが本学や提携企業の発展に結び付く。

さて、企業との連携でもう一つ重要なことはこれらの知財に価値があり、秘密事項が含まれている。価値のある秘密を守るのが不正競争防止法である。不正競争防止法で、秘密管理性、有用性、非公知性の3項目を満たす項目は営業秘密と定義され、これらの営業秘密を第三者に漏らすと民事訴訟で損害賠償、差し止め、信用回復措置などが請求されたり、不正競争防止法の営業秘密侵害罪が適応されることがある。秘密管理性とは、企業にとって秘密としていた情報であることが分かる程度にアクセス制限やマル秘表示といった秘密管理処置がなされている情報である。有用性は営業的価値が認められる情報で、実際に利用されていないことや失敗した実験データも含まれその範囲は広い。さらに、非公知性は合理的な努力の範囲で入手可能な刊行物に記載されていないなど、保有者の管理下以外では一般に入手できないことが必要となる。これらの秘密情報の扱いを理解して初めて、より進んだ産学連携が行われ、成果が期待できる。これらのためには大学内に秘密情報を管理する仕組みを構築する必要がある。このためには、①リスクマネジメントを行う機関の設置と相談窓口の開設、②リスクマネジメント導入マニュアルの作成、③実務者向け研修会の実施、④情報セキュリティポリシーの確認と運用の見直しなどを早急に行うことが必要となる。